官　報　告

国家試験

平成25年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成25年5月13日　　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）

2　試験の区分　事務、技術、農業土木及び林業

なお、農業区分は、行わない。

3　地域試験　試験の区分「事務」及び「技術」については、それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

（地域試験）	（地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲））
事務　北海道地域	北海道
事務　東北地域 技術　東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
事務　関東甲信越地域 技術　関東甲信越地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
事務　東海北陸地域 技術　東海北陸地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
事務　近畿地域 技術　近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
事務　中国地域 技術　中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
事務　四国地域 技術　四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
事務　九州地域 技術　九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
事務　沖縄地域	沖縄県

なお、試験の区分「技術」の北海道地域及び沖縄地域の地域試験は行わない。

4　対象官職　係員の官職その他これに準ずる官職として人事院が定めるもののうち、主として事務処理等の定型的な業務に従事することを職務とする官職（専門職試験の対象官職を除く。）

5　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりであるが、平成26年3月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額を減じて支給される。

（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
行政職俸給表㈠	1級5号俸　140,100円
公安職俸給表㈡	1級1号俸　151,500円
研究職俸給表	1級5号俸　140,200円

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　平成25年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

7　第1次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「事務」

基礎能力試験、適性試験及び作文試験

（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　試験の区分「技術」、「農業土木」及び「林業」

基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）

（専門試験（多肢選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）

（第1次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行う。）

⑵　試験の実施日　平成25年9月8日（日）

⑶　試験地　次に掲げる第1次試験地の全都市

（地　域）	（第　1　次　試　験　地）
北海道地域	札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市
東北地域	青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
関東甲信越地域	水戸市、宇都宮市、前橋市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長岡市、長野市、松本市
東海北陸地域	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、福井市
近畿地域	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市
中国地域	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地域	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地域	福岡市、北九州市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地域	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第1次試験合格者発表　平成25年10月10日（木）に、受験番号及び試験地を、試験の区分「事務」及び「技術」については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関1－2－3）、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑴②に掲げる。）及び第1次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所、その他の試験の区分については人事院事務総局及び第1次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所における掲示又はそれぞれの場所に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第2次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年10月17日（木）から10月25日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地

①　試験の区分「事務」及び「技術」については、7⑶の受けようとする第1次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域欄に対応する第2次試験地の都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市